

山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地指定管理者募集に関する質問への回答

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

番号	該当部分	ページ	質問	回答
1	募集要項	8	単年度の収支差額がプラスとなった場合、指定管理料が減額されることはあるのでしょうか。	募集要項の8ページに記載しているとおり、指定管理料については、県と指定管理者が協議を行った上で協定書に定め、毎年度の県の予算の範囲内で支払われます。 なお、仕様書の7ページに記載しているとおり、一部経費については、精算の上、返納が必要になる場合もあります。
2	募集要項	8	指定管理料には、指定管理者が負担することになる人件費相当の消費税等も計上されているのでしょうか。	指定管理料には、人件費相当の税金分を含め、施設の管理運営に必要な経費を計上しております。 なお、積算根拠や考え方は公表しておりません。
3	仕様書	5,6	仕様書では、物価変動リスクは指定管理者の負担とされており、「施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とする。」とされていますが、この場合の指定管理者の負担はどうなるのでしょうか。	県と指定管理者の間におけるリスク負担については、県と指定管理者との間で締結される協定書や仕様書で定められます。また、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、仕様書に記載のとおり、県と指定管理者が協議し、管理運営に支障が生じないよう対応することとなります。
4	仕様書	6,7	「9 施設等の修繕」と「10(2)指定管理料の精算」で、修繕費に関する記載の相互関係を教えてください。	10ページの「10(2)指定管理料の精算」では、指定管理料の精算に係る手続きを記載したものであり、修繕費について、「9 施設等の修繕」と内容に相違はありません。